徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次 のように定める。

令和六年三月二十九日

企業局長 上 田 輝 明

徳島県企 一業局 企 業職員給与規程 \mathcal{O} の一部を改正する規程徳島県企業局長

次 徳島県企業局企業職員給与規程 ように改正する。 (昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号) \mathcal{O} 部を

第四条に次の一号を加える。

七 災害時支援業務等手当

第七条の四の次に次の一条を加える。

(災害時支援業務等手当)

第七条の五 二十三号)第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が 設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡 又は発生するおそれがある場合に 避難所運営の業務又はこれらに相当する業務に従事したときに支給する。 災害時支援業務等手当は おいて、災害対策基本法(昭和三十六年法律)、職員が異常な自然現象により重大な災害が 律第

- 2 災害時支援業務等手当の額は、 業務に従事した日一日につき千八十円とする。
- 下「基本額」という。)にそれぞれ加算した額とする。 合における災害時支援業務等手当の額は、 前項の規定にかかわらず、 第一項に掲げる業務の全部又は一部が次の各号に掲げる 当該各号に定める 額を、 前 項に定める額
- 日没時から日出時までの間に行 われた場合 基本額の 百分の五十に相当する
- する額 企業局長が特に危険であると認める区域で行 わ れた場合 基本 額 の百分の 百に 相

第八条中「自動車運転作業手当」を「災害時支援業務等手当」に改 める。

自動車等運転作業手当、ダム管理責任業務手当及び災害時支援業務等手当」に、第八条の二第一項中「特殊自動車等運転作業手当及びダム管理責任業務手当」 六号」を「様式第七号」に改める。 を「特殊 「様式 第

附則に次の一項を加える。

の百分の かわらず、これらの規定による額に、 間以上従事した場合の災害時支援業務等手当の額は 第七条の五に掲げる業務に引き続き五日を下らない範囲内におい 法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたも 職員が、 百に 著しく異常かつ激甚な非常災害であ 相 当する額を超え な 範囲内に 当該業務に引き続き従事した日一日 お って、 11 て 企業局長が定 当該非常災害に係る災害対 同条第二項及び第三項の て企業局長が定める期 める額を加算 のに対処するため に つき基本額 規定 た 策 にか

様式第六号の次に次の一様式を加える。

災害時支援業務等手当実績簿

所属 職 氏名

所属長	業務従事年月日	従事時間			業	丞々	- Ha	宏	没事 本
確認欄		開始時間	終了時間	時間数	耒	務	内	容	従事者

2 1

改正後の徳島県企業局企業職員給与規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。この規程は、公布の日から施行する。 附 則